



転入者の強い味方

いわみざわ 暮らしナビ

2025年5月 発行

秋の玉泉館跡地公園

岩見沢市役所

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号

☎ 0126-23-4111 (代表)

北村支所

〒068-1292 岩見沢市北村赤川 593 番地 1

☎ 0126-56-2001

栗沢支所

〒068-0194 岩見沢市栗沢町東本町 21 番地

☎ 0126-45-2411

岩見沢市教育委員会事務局

〒068-0024 岩見沢市 4 条西 3 丁目 1 番地 であえーる岩見沢 4 階

☎ 0126-35-5121 (代表)

目次

本人確認に必要な書類
届け出と各種証明書

2 - 3

住まいと暮らし

4 - 7

出産・育児

8 - 10

学校・教育

11 - 12

健康・福祉・医療

13 - 15

年金・国保

16

各種相談

17

施設案内

18 - 20

市役所本庁 各課・係 直通電話番号一覧

21

岩見沢市公式 LINE を活用しよう

暮らしに役立つ岩見沢市の情報を LINE でお届けしています。右の二次元コードを読み取るか ID 検索をして、ぜひ友だちに追加してください。
問合せ先 秘書課広報室 ☎ 35-4793

岩見沢市役所公式
ID : iwamizawa_city



【市からのお知らせが届く】

市からのお知らせは、欲しい情報のジャンルを選択し、受け取ることができます。友だちに追加した後「お知らせ受信設定」をしてください。

選択できるジャンル

- 市政情報 ● イベント情報 ● こども・子育て情報
- 学び・文化・スポーツ情報 ● 健康・福祉情報
- 雪に関する情報 ● その他情報

【緊急情報が届く】

友だち追加した全員が災害時などの緊急情報を受け取ることができます。

【便利なメニューボタン】

市ホームページと連携した、ごみの出し方検索やイベント検索などのボタンを配置しており、暮らしに役立つ情報を簡単に探すことができます。

友だちに追加したら「お知らせ受信設定」をしよう

① 岩見沢市役所公式のトークを開き、メニューを表示、受信設定をタップ



② 「お知らせ受信設定」をタップ



③ 欲しい情報のジャンルを選択し「設定」をタップ



本人確認に必要な書類

各種届出、交付請求などの際に本人確認を行います。次の書類の提示が必要となりますので持参してください

問 市民サービス課 ☎ 35-4187

パターン	提示する書類 すべて有効期限内のもの
①	次のうちいずれか1点 ▶マイナンバーカード ▶運転免許証 ▶運転経歴証明書 ▶住民基本台帳カード(写真付き) ▶パスポート ▶身体障害者手帳 ▶療育手帳 ▶在留カード ▶特別永住者証明書 など
②	次のうちいずれか2点 ▶健康保険証 ▶介護保険被保険者証 ▶後期高齢者医療被保険者証 ▶医療受給者証 ▶年金手帳 ▶年金証書 など

届け出と各種証明書

戸籍

戸籍は日本人の出生から死亡までの親子、夫婦関係などの身分を公に証明する大切なものです 問 市民サービス課 ☎ 35-4187

届け出	届出期限	届出人	届出場所	必要なもの(いずれも上記の本人確認書類が必要)	備考
婚姻届	届け出たときから効力があります	夫になる人および妻になる人	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地	▶婚姻届	▶成年の証人2人の署名が必要 ▶婚姻の届け出をただけでは住所の変更はされませんので住所変更の手続きが必要です
離婚届	協議離婚 届け出たときから効力があります 裁判離婚 裁判の確定または調停の日から10日以内	夫および妻 申立人		▶離婚届 ▶裁判離婚のときは、裁判所が発行する書類	▶成年の証人2人の署名が必要(裁判離婚のときは不要) ▶離婚した日から3カ月以内に離婚の際に称していた氏を称する届け出をすると離婚後も婚姻中の氏をそのまま使用することができます
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地 ▶出生地	▶出生届 ▶出生証明書 ▶母子健康手帳	出生証明書は出産に立ち会った医師、助産師が作成したもので様式は出生届と同一の用紙右側にあります
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	次の順位で ①親族 ②同居者 ③家主、地主、家屋管理人 ④後見人ほか	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地 ▶死亡地	▶死亡届 ▶死亡診断書	▶死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます ▶死亡診断書は医師が記入したもので様式は死亡届と同一の用紙右側にあります

戸籍の届け出は、執務時間外でも市役所本庁は24時間行うことができます。

印鑑登録

問 市民サービス課 ☎ 35-4187

申請人	届け出に必要なもの	登録・条件
本人	▶登録する印鑑 ▶本人確認書類	▶岩見沢市に住民登録のある方で、一人一つの印鑑を登録可能
代理人	▶登録する印鑑 ▶代理人に委任したことを証明する委任状 ▶代理人の本人確認書類 【代理申請の流れ】 ①代理人が届け出に必要なものを持参して代理申請をする ②市役所から登録希望者本人へ意思確認のため照会書を郵送する ③登録希望者本人が照会書と申請書へ自署捺印する ※回答期限は30日以内。 ④代理人が③の書類と代理人の本人確認書類を持参し再度市役所へ提出をすると印鑑登録証(カード)が発行される	【登録できない印鑑】 ▶住民票に記載されている氏名で表していないもの ▶職業、資格など氏名以外のものを表しているもの ▶ゴム印、プラスチックなどで印鑑が変形しやすいもの ▶印鑑の大きさが一辺8mmの正方形に収まるもの ▶印鑑の大きさが一辺25mmの正方形に収まらないもの ▶印影が不鮮明なもの、外枠がないもの、縁の欠けたもの

住民登録

住民票はあなたの居住関係を公に証明する大切なものです。選挙人名簿や国民年金など、さまざまなことに使われます **問** 市民サービス課 **☎** 35-4187

届け出	届出期限	届出人	届出場所	必要なもの (いずれも本人確認書類が必要)
転入届	市外から引っ越しをしてきたとき	岩見沢市に住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯員	▶ 市役所本庁 ▶ 市役所北村支所 ▶ 市役所栗沢支所 ▶ 幌向サービスセンター ▶ 朝日サービスセンター ▶ 美流渡サービスセンター
転居届	市内で引っ越しをしたとき	転居した日から14日以内		▶ 転出証明書 ※前住所地の市区町村で発行したもの。オンラインで届け出た方は不要。 ▶ お持ちの方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ▶ 在留カード（外国人）
世帯主変更届	世帯主を変えたとき	世帯主など変更のあった日から14日以内		▶ 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証（加入者のみ） ▶ お持ちの方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ▶ 在留カード（外国人）
転出届	市外へ引っ越しをするとき	転出または海外に居住する日の前後14日以内	上記のほか、マイナンバーカードを利用してオンラインでも手続きできます	▶ 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証（加入者のみ） ▶ 海外転出者で、お持ちの方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

【外国人住民の届け出】 短期滞在から中長期在留者へ変更になったときは、入国管理局で在留資格変更許可を受けてから、14日以内に市役所で住民登録の届け出をしてください

個人番号（マイナンバー）カード

問 市民サービス課 **☎** 35-4187

マイナンバーカードを取得することで、次のようなことができます。

- ▶ 身分証明書として利用
- ▶ 健康保険証として利用
- ▶ コンビニでの証明書の交付
- ▶ 各種行政手続きのオンライン申請 など

【申請のお手伝い】

写真撮影から申請まですべて職員がお手伝いします。

【変更手続き】

住所や氏名が変わった際、マイナンバーカードを持参してください。（暗証番号が必要です）

転入した場合、手続きをせず90日が経過するとカードが使えなくなるので、必ず手続きをしてください。

証明書等交付窓口

問 市民サービス課 **☎** 35-4187

各種証明書などは、次の窓口で請求できます。

- ▶ 市役所本庁 ▶ 市役所北村支所
 - ▶ 市役所栗沢支所
 - ▶ 幌向サービスセンター
 - ▶ 朝日サービスセンター
 - ▶ 美流渡サービスセンター
 - ▶ 有明交流プラザサービスセンター
- 受付時間 午前9時～午後5時30分

コンビニ交付サービス

問 市民サービス課 **☎** 35-4187

マイナンバーカードをお持ちの方は、土・日曜日や祝日もコンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取ることができます。

【利用できるコンビニエンスストア】

マルチコピー機のある全国のコンビニエンスストアなど。

利用時間 午前6時30分～午後11時（定期保守作業日を除く）

各種証明書の手数料など

請求の際は本人確認書類が必要です。請求できる人以外の請求には正当な理由と委任状が必要です **問** 市民サービス課 **☎** 35-4187

	証明書	手数料	請求できる人
戸籍	戸籍全部（個人）事項 [戸籍謄（抄）本]	1通 450円	▶ 本人 ▶ 配偶者 ▶ 同一戸籍の方 ▶ 直系血族（父母、祖父母、子、孫）
	除籍全部（個人）事項 [戸籍謄（抄）本]	1通 750円	
	改製原戸籍謄（抄）本		
	戸籍の附票	1通 300円	
住民票	住民票の写し	1通 300円	▶ 本人 ▶ 同一世帯員
	除かれた住民票の写し		
印鑑登録	印鑑登録証明書	1通 400円	印鑑登録証（カード）を持参した方
税	所得証明書	1通 300円	▶ 本人 ▶ 同一世帯員
	課税証明書		
	納税証明書		▶ 所有者 ▶ 同一世帯員
	所得・課税証明書	1通 600円	
	公課証明書	1棟1筆	
	評価証明書	300円	
	軽自動車税納税証明書	無料	

住まいと暮らし

水道・下水道

【届け出が必要なとき】

問 水道部お客様サービスセンター

☎ 35-4718

- ▶引っ越しをする
- ▶一時、水道を止める
- ▶水道の利用者が変わる
- ▶家の取り壊しなどで水道を撤去する
- ▶用途が変わった（家事用・業務用など）

【給水装置 排水設備の新設や変更のとき】

問 水道部お客様サービスセンター

☎ 35-4729

工事は、指定工事業者（下記参照）でなければなりません。新設・布設工事のときは、指定工事業者とよく相談し、工事申請書を市に提出してください。申請受付時に内容を審査し、工事内容により、水道加入金と審査および検査手数料を納めていただきます。

【水洗トイレについて】

問 水道部お客様サービスセンター

☎ 35-4729

▶水洗トイレを新設するとき

水洗トイレなどの工事は、指定工事業者（下記参照）でなければなりません。新設・改造工事のときは、指定工

事業者とよく相談し、排水設備工事申請書を市に提出してください。

▶トイレの水洗化にご協力を

下水道管が埋設された区域（下水道処理区域）に住んでいる方は、速やかにその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

また、公示された日から3年以内に汲み取りを水洗化しなければなりません。

なお、雨水と汚水の合流区域（1条東11丁目～9条西12丁目の利根別川以北および元町の一部区域）以外の方は、雨水を汚水管に接続できません。

水道料金・下水道使用料

問 水道部お客様サービスセンター

☎ 35-4718

水道料金は、水道メーターを検針し、2カ月ごとに請求しますので、納期内に納めてください。

下水道使用料は、水道料金と合わせて納めてください。

【支払い方法】

水道メーターの検針の翌月に、納入通知書を郵送します。記載されている

納入期限までに、納入通知書を持ってお近くの取扱金融機関、コンビニエンスストア、または市役所窓口で納めてください。

【便利な口座振替の利用を】

市内の金融機関の預金口座があれば、その口座から定期的に支払うことができます。

銀行印と納入通知書を持参し、市役所または市内の各金融機関でお申し込みください。

【納付相談】

収入の減少などで納付にお困りの方は、早めに相談してください。

定期的に休日相談窓口を開設しています。日程などは、広報いわみざわなどでお知らせします。

指定水道・下水道工事業者一覧

岩見沢市指定給水装置・排水設備工事業者（令和6年10月1日現在）

問 水道部お客様サービスセンター ☎ 35-4718

事業者名	所在地	電話番号
日管建設(株)	7 西 11	22-3594
瓜生設備工業(株)	8 東 6	22-2854
共進工業(株)	4 東 12	22-0336
北海管工(株)	7 西 15	22-1369
(有)サークル暖房	7 西 11	22-1294
道央興産(株)	日の出北 1	24-0077
(株)空知総合企画	東町 666	25-7683
(株)朝日住設	南町 5-2	23-8173
(有)若浦	美園 5-3	24-2023
(有)北成工業	上志文町 303	33-2005
(株)クリーンシステム	大和 3-4	25-7505
(株)オーツカ	6 東 10	22-5377
岩見沢管工事業協同組合 ※	12 東 1	24-8897
(株)いわせき ※	5 東 1	22-5000
(株)三雄建販	岡山町 335	24-4390
(有)ライフ・ウォーター	日の出北 3	090-2813-2094

事業者名	所在地	電話番号
(株)Jusetu	金子町 15	23-0169
(株)ソウシン	南町 4-1	22-1702
R K 設備 ※	2 西 15	24-9755
(株)ヨコタ設備	北 2 西 14	24-6894
ながい設備工事店 ※	北 1 西 16	25-9102
(株)くりねん	栗沢町本町 83	45-2358
(有)石川衛生工業	北村中央 3	56-2781
(株)TOSEI	栗沢町自協 373	45-2545
まこと設備工業(株)	緑が丘 3	31-5297
(株)サンセイ設備	北本町東 9	24-5030
(株)岩水	3 西 9	51-4471
(株)丸健ホームサービス	7 西 17	24-6141
(有)テクノ冷暖 ※	大和 3-7	20-1100
(有)ムラタデンキ	大和 3-6	23-0290
ホクシンメンテ(株) ※	志文本町 2-5	24-8844
(有)道央ボイラーサービス ※	大和 3-7	24-6777

※印は、水道工事のみの業者です。市外の指定工事業者は、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。



ID: 3583

漏水・凍結

【漏水を見つけたときは】

- ▶路上・空き地・空き家の場合
⇒水道部お客様サービスセンターへ
☎ 35-4729
 - ▶宅地内の場合⇒指定工事業者（前ページ参照）に修理を依頼し、早期に修理してください
- ※漏水発生の原因により、水道料金や下水道使用料が軽減される場合があります。

【凍結を防ぐ】

- ▶冬が来る前に自宅の水抜き栓（不凍栓）が正常に動くかテストする
- ▶冬期間は床下の換気口を閉める
- ▶テレビなどで「凍結注意」と報じられたときは特に気を付ける

【凍結してしまったら】

軽い凍結の場合は、露出している管にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をかけることで水が出る場合があります。それでも水が出ない場合は、市が指定した工事業者（前ページ参照）にご連絡ください。



なお、凍結修理などの費用は自己負担となりますので、修理を行う際、見積もりを依頼するなどして、事前にご確認ください。

※別途、見積・出張費用が掛かる場合があります。

税について

【主な市税の問合先】

- ▶個人市民税・法人市民税
⇒税務課市民税係
☎ 35-4031
- ▶固定資産税・都市計画税・軽自動車税 種別割
⇒税務課資産税係
☎ 35-4032

【納付方法】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

市税は、納付書に記載している市の指定金融機関および収納代理金融機関、コンビニエンスストアで納付できます。また、インターネットからクレジットカードによる納付、固定資産税と軽自動車税は地方税統一QRコードを利用したスマートフォンによるキャッシュレス決済もできます。いずれも、納期内に納めてください。

【便利な口座振替の利用を】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

個人市民税や固定資産税、軽自動車税の納付には、口座振替をぜひご利用ください。

希望する方は、預金通帳に使用している印鑑を持参し、市役所または市内の各金融機関でお申し込みください。

【納税相談】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

収入の減少などで納付にお困りの方は、早めにご相談ください。

定期的に夜間・休日相談窓口を開設しています。日程などは、広報いわみざわなどでお知らせします。

ごみ・リサイクル

問 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは有料で、びん、缶、ペットボトル、紙類、危険ごみ、プラスチック製容器包装は無料で回収しています。

ごみと資源の分け方や出し方、手数料など、詳しくは「家庭ごみの分別ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。



ID: 4691

【ごみの自己搬入】

ごみを処理施設に有料で運び入れることができます。

受入施設 いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか

（東山町 297）

☎ 20-0530

受入時間 1月1日を除く月曜から土曜日（祝日含む）の午前9時から午後5時

料 金

- ▶令和7年8月まで
10キログラムにつき100円
- ▶令和7年9月から
10キログラムにつき150円



【クリーンエコ】

問 ごみ・環境総合案内所クリーンエコ（3西4 第2ポルタビル1階）
☎ 31-1153

ごみの分別や減量化、環境に関する情報発信、啓発の拠点施設です。資源物の回収や分別の相談を受け付けていますので、お気軽にお立ち寄りください。

開 所 日 火曜～日曜日（祝日、年末年始を除く）

開所時間 午前10時～午後5時



し尿の汲み取り

問 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

お住まいの地域の担当者へ直接申し込んでください。

※担当地域、担当業者は、お問い合わせください。

公営住宅

【市営住宅】

問 建築課住宅管理係 ☎ 35-4690
空き家の市営住宅への入居者を募集期間を定め、年4回程度募集します。募集時期など、詳しくは広報いわみざわでお知らせします。

【北村勤労者住宅】

問 建築課住宅管理係 ☎ 35-4690
入居募集は随時行っています。入居資格や空き状況など、詳しくはお問い合わせください。

【道営住宅】

問 指定管理者 ㈱セキュメント（有明町南1） ☎ 25-4785
入居資格、申込案内など、詳しくはお問い合わせください。

空き家とあき地

【空き家の管理】

問 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267
市民の安全と生活環境を保全するため、管理不全な空き家の所有者に助言や指導を行っています。

【不良空家除却補助】

問 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267
危険で周囲の環境に悪影響を与える不良空家の除却工事に掛かる費用の一部を補助しています。

【あき地の管理】

問 環境保全課 ☎ 35-4387
健康で住みよい生活環境をつくるため、あき地の所有者に適正な管理と環境の保全をお願いしています。
草木が茂る時期になると、病害虫が発生しやすくなりますので、早めに草刈りなどの環境整備にご協力ください。

道路のこと・冬の暮らし

【道路の補修・除排雪】

問 土木課道路整備係 ☎ 35-4618
土木課道路維持係 ☎ 35-4620
市道の補修や整備、または除排雪のご意見などご連絡ください。
冬期間の通勤・通学や経済活動を維

持するために除排雪作業を行いますので、次のことにご留意ください。

- ▶ 除排雪作業の支障となるので、路上駐車はしない（違法駐車の場合は、強制撤去する場合があります）
- ▶ 道路に雪を出さない
- ▶ 消火栓付近には雪を積み上げない

毎年11月に除排雪対策本部を設置し、迅速な対応に努めています。

☎ 22-8400

24時間受付（11月中旬～3月下旬）

【守ってほしいルール・マナー】

冬を安全で快適に過ごすため、皆さんに守ってほしいルールやマナーがあります。また、冬の暮らしや雪に関する情報をいろいろな手段で発信しています。詳しくは『冬の暮らしガイドブック』をご覧ください。



ID: 3299

火災と救急

問 消防署（8東10） ☎ 22-4380

【消火器の設置】

一般家庭には法的な設置義務はありませんが、いざという時のために消火器の備えをお勧めします。消火器の使用方法は、本体に表示されていますので、日ごろから確認しておきましょう。

【住宅用火災警報器の設置】

住宅には住宅用火災警報器設置が義務付けられています。設置後は届け出が必要です。

設置場所

- ▶ 寝室として使用する部屋
- ▶ 階段（2階に寝室として使用する部屋がある場合）

【救急車の利用】

救急車は、急病やケガなどにより自分で病院に行けない方のためにありま

す。タクシー代わりや夜間に病院を探すのが面倒などの理由により要請するものではありません。

そのような要請のために、本当に必要な方へ救急車を手配できないことがあります。救急車の適正な運用のため、皆さんのご協力をお願いします。

防災

問 防災対策室防災対策係

☎ 35-4823

万が一の災害に備え、防災マップで水害時に浸水する地域や最寄りの避難所を確認してください。また、非常持出し品の紹介やペット避難の方法、情報入手手段なども掲載していますので、併せて確認してください。



ID: 2671

【岩見沢市メールサービス】

登録制のメールサービスで、災害に関する情報や犯罪警戒情報、休日当番医、除排雪の情報などを配信しています。メールサービスに登録して、情報をいち早く入手しましょう。
※メールサービスにかかる通信料は自己負担。

登録方法

下記二次元コードを読み取るか、携帯電話、パソコンから [t-iwamizawa@sg-p.jp] に何も入力せず、そのままメールを送信してください。

すぐに登録用 URL がメールで届きますので、本文のリンク先にアクセスし、案内に従って本登録してください。
※登録できない場合はお問い合わせください。



スマートフォン フィーチャーフォン

【災害を受けたときの見舞金】

問 福祉課総務係 ☎ 35-4107

火災や風水害で被災した方に、見舞金をお渡ししています。この他、日本赤十字社からの日用品の援助もあります。詳しくはお問い合わせください。

町会・自治会

問 市民連携室市民連携係

☎ 35-4267

町会・自治会は、私たちが暮らしていくために欠かせない、生活の支えになる大切な組織です。

福祉、スポーツ、レクリエーション活動、防災・防犯活動、交通安全、高齢者との交流会・敬老会など、さまざまな地域コミュニティ活動や、街路灯（防犯灯）の設置や維持、公園の管理、ごみステーションやリサイクルステーションの設置・清掃など、住みよい地域づくりのための活動を行っています。

少子高齢化が進む中、生活に密着したさまざまな活動は行政や家族だけではなく、地域での取り組みが欠かせません。市民の皆さんが安心して生活できる地域にするため、町会・自治会への加入をお勧めします。

なお、お住まいの場所の町会・自治会が分からない場合は、公開型 GIS いわまっぷをご覧ください。



ペット

【犬や猫の飼育】

問 環境保全課 ☎ 35-4387

犬を飼うときは、生涯1回の登録をし、毎年狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。

また犬を散歩させるときは、必ずリード（引き綱）をつけ、ふん・尿を片付ける道具を携帯し、ふんは必ず持ち帰り自宅で処理してください。

猫を飼うときは、病気の感染や不慮の事故から守るためにも、屋外に放さず、室内で飼うようにしましょう。

飼い主や住所などが変わった際、マイクロチップが装着されている犬・猫

は日本獣医師会のマイクロチップ登録申請システムで、装着されていない犬は市に情報変更手続きを行ってください。装着されていない猫は手続き不要です。

犬や猫などのペットは、健康や安全に気を配り、最期まで責任を持って飼いましょう。

トラブル・交通安全

【消費者センター】

悪質商法や訪問販売、通信販売などさまざまな消費者トラブルに関する相談や苦情を受け付けています。

消費生活に関するトラブルに対し、できるだけ自分で解決できるようアドバイスしたり、必要に応じて事業者とのあっせんをしたりします。

所在地 4西3 であえーる岩見沢
4階

開所時間 午前10時～午後4時

電話番号 23-7987

【交通安全】

問 市民連携室市民相談・交通防犯係

☎ 35-4269

岩見沢市から悲惨な交通事故をなくし、安全で、安心できる。市民生活を確保するため、春・夏・秋・冬の季節ごとに重点目標を定め、市民総ぐるみで旗の波街頭啓発、市民の集いなどを行い交通安全運動を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度

問 市民連携室男女共同参画担当

☎ 35-4271

一方または双方が性的マイノリティーである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活で支え協力し合う関係であることを市に宣誓した事実に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証、などを交付する制度です。

この制度に法的な効力はありませんが、当事者の安心感や性の多様性への社会的な理解が促進されることを目指すものであり、宣誓することにより利用可能となる行政サービスがあります。また、自治体間連携を行っている

市町村との間で転入・転出する場合は、新たに宣誓することなく宣誓書受領証などを継続して利用することができません。

宣誓手続きは事前予約制です。予約方法や必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



ID: 10342

出産・育児

妊娠したら

問 こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

【妊産婦の相談】

妊娠中の心配ごとの相談を電話などで受けています。

【母子健康手帳の発行】

母子健康手帳はお母さんと赤ちゃんの健康を守るために発行しています。

また、妊産婦の母体保護のため、妊産婦一般健康診査受診票を妊娠週数に応じて交付しています。詳しくはお問い合わせください。

【プレママ教室とパパママ教室】

妊娠中の栄養のとり方から、赤ちゃんの育て方までを学ぶ「プレママ教室」と、夫婦で参加してもらう「パパママ教室」を行っています。

【すこやか健康手帳アプリ】

スマートフォンのアプリを活用し、妊娠中の方や育児中のお母さん・お父さんと保健師などをつなぐコミュニティサービスです。



サービスの特徴

- ▶ 育児記録を共有
- ▶ 健康・子育て情報の配信
- ▶ 保健師などへの相談
- ▶ 予防接種のスケジュール管理

【赤ちゃんを望むご夫婦に】

経済的負担の大きい不妊治療や不育症に掛かる治療費を助成しています。

出産したら

問 こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

【こども家庭センター】

教育や福祉、母子保健など関係機関と連携した総合的な子育て支援の拠点として、誰もが気軽に子育てに関する相談や情報交換ができます。

日々の育児で、こどもの発達について気になることがありましたら、気軽にご相談ください。

また、地域の公園を使った青空広場や休日を利用した親子交流事業、各種

講座の開催など、子育てに夢や希望を広げる活動も行っています。

【新生児聴覚検査と1か月児健康診査】

新生児聴覚検査と1か月児健康診査に掛かる費用の一部を助成しています。受診票を交付しますので、詳しくはお問い合わせください。

【産後ケア事業（ほっと♡ママ）】

おっぱいケアや育児など、お母さんの心配事に岩見沢市立総合病院などの助産師が対応します。ご希望の方には利用券を交付しますので、ご連絡ください。

【乳幼児健康診査】

赤ちゃんが健康で元気に成長・発達しているかを確認するため、4・5か月児、8・9か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行っています。

【乳幼児の育児相談】

保健師、栄養士、歯科衛生士が随時相談を受けています。

【股関節脱臼検査】

股関節脱臼の早期発見と早期治療を目的に、3・4か月児を対象として市民健康センターで検査を行っています。

【えみふるふぁいる】

こどもが生まれてから高校を卒業するまで、成長過程や思い出を記録できるファイルを1歳6か月児健診時に配布しています。

【子育て親子ひろば】

市内の児童館などで、3歳以下のこどもと保護者が気軽に集い、交流や情報交換をしながら、子育ての負担を軽減するための場です。また、常設型子育て親子ひろば「ひなたつ子」を開設していますので、気軽に参加してください。

【予防接種】

問 岩見沢保健センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 25-5540

こどもをさまざまな病気から守るため、5種混合ワクチン（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）、4種混合ワクチン（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）、麻しん・風しん、BCG、水痘（水ぼうそう）、第Ⅱ期ジフテリア、ヒブ、小児肺炎球菌、日本脳炎、B型肝炎、

ロタウイルス、子宮頸がんなどの予防接種を行っています。種類によって回数、接種間隔などが異なります。

市内の指定医療機関

▶ あくつこどもクリニック（10西4）

☎ 33-8000

▶ 心と体の小児科 ふじねクリニック（7東6） ☎ 35-5617

▶ さとうキッズクリニック（大和1-9） ☎ 20-0310

▶ 出口小児科医院（7西5）

☎ 22-3570

▶ 岩見沢市立総合病院（9西7）

☎ 22-1650

【ブックスタート】

問 市立図書館（春日町2）

☎ 22-4236

赤ちゃんと保護者が、絵本を通して心が触れ合うきっかけをつくるため、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す活動を行っています。

8・9か月児健診の後、絵本の読み聞かせを行い、コットンバッグに絵本2冊と読み聞かせアドバイス集をセットにした「ブックスタートパック」を贈ります。

妊婦のための支援給付

問 こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

妊娠届出時より、妊婦や乳幼児の子育て家庭への相談支援の実施と併せて、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減などの経済的支援を実施しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ID: 10710

産前産後ヘルパー

問 こども家庭センター（4西3であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

近くに支援してくれる家族などがいない方でも安心して出産を迎え子育てができるよう、産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減するため、子育て支援ヘルパーを派遣する制度です。

保育・預かり

【ファミリー・サポート・センター】

問 ファミリー・サポート・センター（4西3であえーる岩見沢4階）

☎ 080-1866-2949

働く人が安心して仕事と育児を両立できるよう、また、子育て中に用事ができたときやこどもが病気になったときも利用できます。

援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となり、子育て家庭をサポートします。

【保育所、認定こども園（保育所枠）など】

問 こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

親が日中働いていたり、病気などでこどもの養育ができなかったりする家庭を対象に、乳幼児を預かります。

乳児保育

生後57日目以降の児童を対象に、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設で行っています

延長保育

ふれあい子どもセンターを除く保育所などで、午後7時または7時30分まで行っています

障がいのあるこどもの保育

集団保育が可能な比較的軽い情緒・言語障がいのあるこどもを対象に、一般のこどもと一緒に保育を行っています

一時預かり

傷病や介護等の緊急、断続的勤務等による一時的保育を月12日以内で行っています

▶対象児童 満1歳～就学前

▶場所 ふれあい子どもセンター
日の出保育園

休日保育

日曜日、祝日に勤務などをする方のた

【認可保育所】

名称	所在地	電話番号
ふれあい子どもセンター	東山 2	22-2094
みどり保育園	元町 2 西 2	22-2104
なかよし保育園	北 5 西 10	23-0879
みその保育園	美園 4-3	22-1027
あかしや保育園	3 東 18	24-2681
さくらぎ保育園	桜木 1-6	24-6186
西保育園	3 西 10	24-2940
日の出保育園	日の出北 1	23-2500
みなみ保育園	美園 5-8	24-1046
志文保育園	志文本町 4-5	25-1435
中央保育園	8 西 8	25-0842
ひまわり保育園	5 東 13	24-5595

【認定こども園】

名称	所在地	電話番号
岩見沢ひがし認定こども園	東町 1-8	23-9552
栗沢認定こども園	栗沢町南本町 23	45-3000
ほろむい認定こども園とことん	幌向南 3-2	26-3633
認定こども園岩見沢天使幼稚園	5 西 6	22-4525
認定こども園岩見沢聖十字幼稚園	緑が丘 1	22-4079
認定こども園よいこのくに幼稚園	9 東 1	22-1905

【小規模保育施設】

名称	所在地	電話番号
ぽけっと	2 東 3	20-1411
こっころつばみ保育園	美園 6-7	35-7075
わくわく保育園	7 西 22	090-6693-6413
こっころ保育園	北 2 西 12	22-9665

【へき地保育所】

名称	所在地	電話番号
北村中央保育所	北村中央 4725	56-2856

【幼稚園】

名称	所在地	電話番号
めぐみ幼稚園	7 東 9	22-0513
駒沢幼稚園	6 西 18	23-6055

めに行っています

▶対象児童 1歳～就学前

▶場所 西保育園

【幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）】

問 こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

満3歳以上のこどもで教育を希望する家庭が対象です。入園に関しては、各幼稚園、認定こども園にお問い合わせください。

【病児保育】

問 こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

こどもが風邪を引いたり、熱を出したりした場合、専任の看護師や保育士がこどもを預かります。

対象児童 生後6カ月～就学前

場所 病児保育施設（9西7）

☎ 35-4152

病児・病後児はファミリー・サポー

ト・センター（9 ページ参照）でも対応します。

【ショートステイ・トワイライトステイ】

問 こども家庭センターこども・子育て応援係（4 西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 35-5133

保護者の病気や出産、出張などでこどもの育児が一時的にできなくなったとき、児童養護施設や里親宅などでこどもを預かります。

各種手当・助成等

問 こども未来課こども福祉係

☎ 35-4118

【こどもの医療費の助成】

助成の対象

満 18 歳に達する年の年度末までのこども

助成の範囲

入院・通院の健康保険適用の医療費

自己負担 なし

【児童手当】

次世代を担う児童の健やかな成長と家庭生活の安定のため、高校生年代までの児童を育てている方に対して支給します。

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（または 20 歳未満の障がいのある児童）を養育している場合に支給されます。

なお、受給資格者や同居扶養義務者の所得が制限を超えている場合、一部あるいは全部が支給停止になります。

【母子・父子・寡婦福祉資金】

ひとり親家庭の方の生活を守るための、北海道の貸付制度です。

貸し付ける資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、転宅資金、修学資金、修業資金、就学支度資金、医療介護資金、結婚資金

【ひとり親家庭等医療費の助成】

助成の対象

ひとり親家庭や両親のいない家庭の 18 歳までの児童と、その母または父（所得制限があります）

※母または父に扶養されている場合は、20 歳まで延長可能です。

助成の範囲

健康保険適用の医療費

▶児童 入院・通院

▶母または父 入院

自己負担

▶市民税課税世帯 医療費の 1 割

▶市民税非課税世帯 初診時一部負担金

※満 18 歳に達する年の年度末までのこどもは自己負担なし。

【災害遺児手当】

問 福祉課総務係 ☎ 35-4107

交通事故、労働災害、不慮の災害で両親かそのいずれかを失った義務教育修了前のこどもを養育している方に支給します。

※障がいのあるこどもの手当は 15 ページを参照。

学校・教育

小・中学校、義務教育学校

問 市教委学校教育課学校教育係（4西3 であえーる岩見沢4階）
☎ 35-5125

【小学校】

名称	所在地	電話番号
岩見沢小学校	2 東 6	22-0256
中央小学校	7 西 16	22-0285
南小学校	9 東 2	22-2618
志文小学校	志文町 161	22-4689
幌向小学校	幌向南 2-1	26-2100
東小学校	東町 2-7	22-1018
美園小学校	美園 5-4	23-1721
日の出小学校	かえで町 2	23-2442
第二小学校	上幌向南 3-7	26-1504
北真小学校	稔町 30	22-5383
メープル小学校	上志文町 107	44-2205
北村小学校	北村中央 4725	56-2201

【中学校】

名称	所在地	電話番号
東光中学校	5 東 14	22-0329
光陵中学校	春日町 1	22-0037
緑中学校	北本町西 2	22-0669
豊中学校	幌向南 2-1	26-2004
上幌向中学校	上幌向北 1-4	26-2962
清園中学校	志文町 927	22-4859
明成中学校	かえで町 1	24-3485
北村中学校	北村中央 4725	56-2021

【義務教育学校】

名称	所在地	電話番号
くりさわ学舎	栗沢町南幸穂 66	45-2786

各学校の通学区域など、詳しくは市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



ID : 9001

【教育支援センター】

問 教育支援センター（4西3 であえーる岩見沢4階） ☎ 35-5161
18歳以下のこどものことを相談できる市の教育機関です。教育支援コーディネーター（学校心理士）が相談を受け、専門スタッフと連携して困りごとを解決していきます。

また、学校へ行けないこどもの安心できる居場所として、学習活動のほかスポーツや調理実習、菜園作りなどの心を元気にする体験活動を行う「登校支援室」があります。

登校支援室

- ▶ 緑が丘ルーム（緑が丘2 北海道教育大学岩見沢校構内） ☎ 31-4030
- ▶ 有明ルーム（有明町南1 コミュニティプラザ内） ☎ 33-3333

【ことばの教室】

ことばの発達が気になる就学前の幼児や児童に対して、ことばの育ちを支援する教室を開設しています。保護者からのことばの発達や発音などの相談も受けています。

▶ 幼児ことばの教室

4西3 であえーる岩見沢3階
☎ 35-5108

▶ ことばの教室（中央小学校）

7西16 ☎ 22-5108

▶ ことばの教室（くりさわ学舎）

栗沢町南幸穂 66 ☎ 45-5108

児童館・こども館

問 市教委学校教育課学校教育係（4西3 であえーる岩見沢4階）
☎ 35-5170

こどもたちの遊び場、軽スポーツの場として利用されています。

▶ 開館時間 午前10時～午後6時

※土曜日、学校長期休業期間は午前8時30分から。

▶ 休館日 日曜日、祝日

【児童館・こども館】

名称	所在地	電話番号
日の出児童館	日の出 9	24-1220
鉄北児童館	北2西5	24-3884
幌向児童館	幌向北1-2	26-3775
春日児童館	総合公園 41	24-6394
美園児童館	美園 5-7	24-5087
志文児童館	志文町 205	25-2868
利根別児童館	5 東 13	23-5473
東・栄児童館	栄町 1	24-6712
稲穂児童館	7 西 15	23-5458
上幌向児童館	上幌向北1-4	26-1975
中央児童館	5 東 2	22-2452
北真児童館	稔町 35	23-2281
来夢 21 こども館	栗沢町南本町 41	45-2105

【放課後児童クラブ一覧】

学校	学年	活動場所（所在地）	電話番号
岩見沢小学校	1 年生	中央児童館（5 東 2）	22-2452
	2 年～ 6 年生	利根別児童館（5 東 13）	23-5473
中央小学校	全学年	稲穂児童館（7 西 15）	23-5458
南小学校	1 年生	中央児童館（5 東 2）	22-2452
	2 年～ 6 年生	春日児童館（総合公園 41）	24-6394
志文小学校	1 年生	志文放課後児童クラブ（ふじ町 1-6 メイプル会館内）	080-2878-3897
	2 年～ 6 年生	志文児童館（志文町 205）	25-2868
幌向小学校	1 年生	幌向小放課後児童クラブ（幌向南 2-1）	080-2878-4547
	2 年～ 6 年生	幌向児童館（幌向北 1-2）	26-3775
東小学校	1 年生	東小放課後児童クラブ（東町 2-7）	080-2878-8723
	2 年～ 6 年生	東・栄児童館（栄町 1）	24-6712
美園小学校	1 年生	美園小放課後児童クラブ（美園 5-4）	090-2695-2636
	2 年～ 6 年生	美園児童館（美園 5-7）	24-5087
日の出小学校	1 年生	日の出小放課後児童クラブ（かえで町 2）	080-2873-2249
	2 年～ 6 年生	日の出児童館（日の出 9）	24-1220
第一小学校	1 年生	鉄北放課後児童クラブ（北 2 西 5）	25-6066
	2 年～ 6 年生	鉄北児童館（北 2 西 5）	24-3884
第二小学校	全学年	上幌向児童館（上幌向北 1-4）	26-1975
北真小学校	全学年	北真児童館（稔町 35）	23-2281
北村小学校	全学年	北村のびのびクラブ（北村中央 4725 北村小学校内）	080-8290-0804
くりさわ学舎	1 年～ 6 年生	来夢 21 こども館（栗沢町南本町 41）	45-2105

放課後児童クラブ

問 市教委学校教育課学校教育係（4 西 3 であえーる岩見沢 4 階）
☎ 35-5170

放課後、自宅に保護者のいない小学生を対象に、下校時から午後 6 時まで預かり、遊びや生活指導を行っています。

▶ 開設時間

月～金曜日（祝日、年末年始除く）
下校時～午後 6 時
土曜日、学校長期休業日など
午前 8 時 30 分～午後 6 時

※いずれも、延長保育は午後 7 時まで。
午前 7 時 30 分から利用できる早朝預かりも実施しています。

▶ 登 録 料 無料（延長保育は有料）

▶ 施設一覧（上記参照）

その他教育機関

【高等学校】

- ▶ 緑陵高等学校（緑が丘 74）
☎ 22-1851
- ▶ 東高等学校（全日制）（並木町 30）
☎ 22-0071
- ▶ 東高等学校（定時制）（東山 8）
☎ 22-0175
- ▶ 農業高等学校（並木町 1）
☎ 22-0130
- ▶ 高等養護学校（東町 2-8）
☎ 23-5055

【大学・その他】

- ▶ 北海道教育大学岩見沢校（緑が丘 2）
☎ 32-0250
- ▶ 市立高等看護学院（8 西 9）
☎ 24-3707
- ▶ 市医師会附属看護高等専修学校（10 西 3） ☎ 22-5453

健康

問 岩見沢保健センター（4西3であえーる岩見沢3階）

☎ 25-5540

【いわみざわ健康ひろば】

市民の健康を「まもる」「つくる」「つなぐ」をテーマに、皆さんの健康づくりを応援する施設です。市が実施する健診や生活習慣病の予防をはじめ、介護予防など健康寿命の延伸に向けた取り組みなど、皆さんの健康づくりを応援します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ID: 12322

所在地 3西4 第2ポルタビル1階

開館時間 午前10時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、年末年始

電話番号 35-5138

【健康ポイント】

健診や人間ドックの受診のほか、市が実施する健康づくり事業への参加などでポイントがたまり、一定のポイントがたまると交換特典があります。また、アプリの利用により、ウォーキングなど個人で行う健康づくりの取り組みにもポイントが付与されます。詳しくは、市ホームページ



ID: 3694

対象 18歳以上で市内在住の方

【ひゃっぴい体操】

岩見沢市と北海道教育大学岩見沢校スポーツ教育課程の学生が、市民の健康づくりを目的に考えた「ひゃっぴい体操」は、100歳まで元気でハッピーに暮らせるようにという願いを込め、100とハッピーという言葉の基に名づけられました。百餅まつりで使用している「百餅ばやし」をアレンジした曲で3分20秒の体操です。

CD、DVDを無料で配布しているので、ご希望の方はお問い合わせいただくか、YouTubeでもご覧になります。



【各種健康診査】

生活習慣病の予防や病気の早期発見のため、健康診査やがん検診などの各種健診を



ID: 3737

行っています。詳しくは「健診ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。

【各種健康教室】

▶ フードデイ

いわみざわ健康ひろばで、栄養講話と健康的な食事のレシピを紹介

▶ お茶の間健康教室

町会・自治会などの希望により、地域の会館などで健康教室を開催

▶ ひゃっぴい体操教室

いわみざわ健康ひろばで開催

【市民健康センター】

問 市民健康センター（8西7）

☎ 32-0888

皆さんの健康づくりをお手伝いする施設です。ここで総合健康診断（人間ドック）を受診すると、検診結果のデータが健康づくりのための基礎情報として保管されます。

また、女性が人間ドックとともに、乳がんや子宮がんといった検診を気軽に受けられるよう、毎週火曜日を「女性の検診日」と定めています。

健康診断の種類

人間ドック（日帰りコース）、定期健康診断、部分検診、乳がん検診・子宮がん検診、股関節脱臼検査

高齢者の方へ

【介護保険制度】

問 高齢介護課介護保険係

☎ 35-4138

介護保険制度は、介護に対する負担を社会全体で支え合い、介護を必要とする方がそれぞれの状況に応じて自立した暮らしができるよう、福祉や医療などの総合的なサービスを提供する制度です。

サービスを受けられる方

次に該当し、申請により要介護認定を受けた方

▶ 65歳以上

寝たきりや認知症などで、常に介護を必要とする状態、または常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態

▶ 40歳以上65歳未満

初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の特定疾病

により、介護や支援が必要な状態

【後期高齢者医療制度】

問 保険年金課医療年金係

☎ 35-4201

高齢者の医療保険制度を将来にわたり持続可能にするための制度です。

対象者

▶ 満75歳以上の方

▶ 満65歳以上75歳未満の方のうち、一定の障がいのある方

【一定の障がいの程度とは】

◇国民年金法による障害等級の1・2級に該当する

◇身体障害者手帳1～3級および4級の一部に該当する

◇精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳の重度（A）に該当する

保険料の納付

被保険者一人一人に計算を行い、介護保険料と同様に年金から差し引かれます。ただし、一定の要件により納付書や口座振替などの方法で納めていただく場合があります

【マッサージなどの受療券の交付】

問 福祉課障がい者福祉係

☎ 35-4112

70歳以上の方は、視力障がいのある方が行うあんまやマッサージ、指圧、はり、きゅうの施術受療券により、マッサージなどの料金の一部助成を受けることができます。

【老人クラブ】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

高齢者の社会参加や健康づくりなどを促進するため、各地域で老人クラブの活動が行われています。スポーツや趣味などの活動を通じて会員相互の親睦を深めています。

【長寿祝金の贈呈】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

長寿をお祝いし、白寿（かぞえ99歳）の方にお祝い金を贈呈しています。

【高齢者福祉センター】

高齢者の健康で明るい生活を支援するための施設で、東山に「ふれあい、北村に「えみる」の2カ所を設置しています。

趣味・教養のサークル活動など、交流の場として利用され、多くの利用者

で賑わいをみせています。

▶高齢者福祉センターふれあい（東山 2） ☎ 23-7588

▶高齢者福祉センターえみる（北村赤川 586） ☎ 36-2140

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、介護、福祉、保健の専門職が連携して、総合的な相談・支援を行う機関で、市内 5 か所に設置しています。

また、要介護状態にならないよう、要支援認定者などの介護予防ケアプランを作成し、自立した生活を送れるよう支援しています。

▶岩見沢市地域包括支援センター ☎ 25-4649

▶地域包括支援センターほろむい（幌向 2-3） ☎ 32-6622

▶南地区地域包括支援センター（南町 7-2） ☎ 32-0300

▶北地区地域包括支援センター（北 2 西 12） ☎ 33-5383

▶東地区地域包括支援センター（5 東 16） ☎ 35-7655

【広域総合福祉センター】

☎ 社会福祉協議会・ボランティアセンター（11 西 3 広域総合福祉センター内） ☎ 22-2960

市民の福祉活動の拠点として、障がいのある方や子どもから高齢者まで、サークル活動、ボランティア活動の場として多くの方に利用されています。

【成年後見支援センター】

日常生活や財産管理に関する困り事の相談対応、成年後見制度の利用の支援を行います。

また、市民後見人の養成講座や、成年後見制度の普及啓発のための講演会、出前講座などを行っています。

所在地 11 西 3 広域総合福祉センター内

電話番号 35-5210

【シルバー人材センター】

家庭や企業などから、臨時的、短期的、その他軽易な仕事を引き受け、高齢者の会員が経験や能力に応じて仕事をしています。

所在地 5 西 3 岩見沢市ワークプラザ内

電話番号 24-4255

【冬のくらしの支援】

☎ 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 35-4132

▶雪下ろし助成など

雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がい者世帯に対して、事業者が行う家屋の屋根の雪下ろし、間口の置き雪除雪、定期排雪に要した費用の一部を助成しています。

なお、課税状況など一定の条件があります。

☎ 社会福祉協議会（11 西 3 広域総合福祉センター内） ☎ 22-2960

▶町会等除雪ボランティア支援

除排雪が困難な世帯（高齢者独居世帯など）に対し、町会・自治会などによる除雪ボランティアを実施しています。

【見守りの支援】

☎ 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 35-4132

病弱な高齢者などが安心して地域で暮らすことができるよう、緊急時に消防への通報などを行う民間の緊急通報サービスの費用の一部を助成しています。

なお、課税状況など一定の条件があります。

障がいのある方へ

【手帳の交付】

☎ 福祉課障がい者福祉係 ☎ 35-4112

心身に障がいのある方に、その障がいに応じて、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を交付します。

障がいの程度により各種制度の適用を受けることができます。

【各種制度】

☎ 福祉課障がい者福祉係 ☎ 35-4112

詳しくは「障がい者のてびき」をご覧ください。

▶補装具費用の一部を支給

▶障害福祉サービスを利用

▶手話通訳者の派遣

▶日常生活用具の給付

▶タクシー基本料金分の利用券を交付

▶高速自動車道の通行料金割引

▶NHK 放送受信料の免除

☎ こども家庭センター（4 西 3 であえーる岩見沢 3 階） ☎ 22-3337

▶障害児通所支援を利用

【自立支援医療】

☎ こども未来課こども福祉係 ☎ 35-4118

▶育成医療

障がいのあるこどもで、障がいの部分を治療することによって、日常生活能力の回復が見込まれるとき、自立支援医療（育成医療）により医療費の一部の助成を受けることができます。

☎ 福祉課障がい者福祉係 ☎ 35-4112

▶更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの部分を治療することによって、日常生活能力の回復が見込まれるとき、自立支援医療（更生医療）により医療費の一部の助成を受けることができます。

▶精神通院医療

精神科の病気で、継続的に通院治療が必要なとき、自立支援医療（精神通院医療）により医療費の一部の助成を受けることができます。

【重度心身障害者医療費の助成】

☎ 保険年金課医療年金係 ☎ 35-4201

助成の対象

▶身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障がいのみ）の方

▶療育手帳 A 判定の方

▶精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※ 65 歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。また、いずれも所得制限があります。

助成の範囲

健康保険適用の医療費

▶精神障がいのある方 通院

▶それ以外の方 入院・通院

自己負担

▶市民税課税世帯 医療費の 1 割

▶市民税非課税世帯 初診時一部負担金

※ 満 18 歳に達する年度末までの児童は自己負担なし。

【各種手当】**問 福祉課障がい者福祉係**

☎ 35-4112

▶ 特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいのため、在宅での日常生活に常時特別な介護を必要とする方（国民年金法による障害等級の1級に2つ以上該当する方、またはそれと同じ程度の状態にある方）。

なお、所得制限があります。

問 こども未来課こども福祉係

☎ 35-4118

▶ 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいのため、在宅での日常生活で常時介護を必要とする方。

なお、所得制限があります。

▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の心身障がいのある児童を養育している方。ただし、児童福祉施設等の入所者は除きます。

なお、所得制限があります。

【障がいに関する相談】**問 障がい者総合相談支援センターあ〜ち（大和1-7） ☎ 38-4451**

障がいのある方やその家族、支える方などの困り事や心配事、不安に感じていることなど、無料で相談を受け、解決に向けたお手伝いをします。

医療**【市立総合病院】****問 市立総合病院医事課（9西7）**

☎ 22-1650

診療科目 15科、入院病床 484床を持つ中核病院で、南空知地方の地域センター病院として地域医療の確保に努めています。

診療科目

内科、消化器内科、外科、小児科、整形外科、産婦人科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、精神神経科、麻酔科、皮膚科、脳神経外科、形成外科、放射線科

※外来受付の時間など、詳しくはお問い合わせください。

【市立栗沢病院】**問 市立栗沢病院（栗沢町南本町30）**

☎ 45-2351

医療療養病床 85床を持つ療養型病院で、地域医療の確保に努めています。

診療科目 内科、整形外科

※外来受付の時間など、詳しくはお問い合わせください。

【土・日曜日、祝日当番医】

土・日曜日、祝日の急病患者の診療は、当番制で行っています。当番医は、広報いわみざわとテレホンサービス（☎ 23-5153）、市ホームページ、岩見沢市メールサービスでお知らせしています。



ID: 2749

診察時間

▶ 土曜日 午後1時～午後6時

▶ 日曜日、祝日 午前9時～午後6時

【夜間急病センター】

夜間、急に身体の具合が悪くなったときは、夜間急病センターで診療を受けてください。

なお、診療を受ける場合は必ずマイナ保険証、健康保険証、資格確認書のいずれかをお持ちください。

所在地 10西3

電話番号 25-3000

診察時間 午後6時～午前0時

（平日、土・日曜日、祝日とも。ただし、12月31日から1月3日を除く）

生活にお困りの方**【生活困窮者自立支援】****問 生活サポートセンターりんく（3西3） ☎ 25-5200**

相談支援員が、さまざまな悩みを抱え、生活に困っている方の相談・解決に向け、一緒に考え、行動します。

【生活福祉資金】**問 社会福祉協議会（11西3 広域総合福祉センター内） ☎ 22-2960**

低所得者世帯や障がい者世帯などで、福祉用具などの購入、住宅改修、技術習得、修学・就学支度に掛かる資金の調達が困難な場合や、世帯主の失業などで生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための生活費などを必要とする場合で、他の貸付制度が利用できない方に資金を貸し付けする制度です。

【生活保護】**問 保護課 ☎ 35-4173**

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした国の制度です。

生活保護は

▶ 自分の持っている能力の活用

▶ 自分の持っている預貯金や資産の活用（保有の認められない土地、家屋、保険や車など）

▶ 親や子どもなど扶養義務者からの援助

その他、あらゆるものを最低限度の生活を維持するために活用し、それでも生活などに困るときに受けることができます。

国民年金

問 保険年金課医療年金係

☎ 35-4201

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金の加入者です。加入の方法は職業などにより、3種類に分かれていて、手続きや保険料の納付方法が異なります。

【加入手続きと納付方法】

▶第1号被保険者

自営業者や学生などで、加入手続きは市の窓口で行い、保険料は納付書などで納めます

▶第2号被保険者

厚生年金の加入者で、加入手続きは職場で行い、保険料も職場を通して納めます

▶第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、第3号被保険者該当届書を職場に提出することにより、保険料は配偶者の加入している年金制度で負担されます

【保険料が納められないとき】

経済的理由により、保険料を納めることが困難な場合、保険料の全額、または一部の納付が免除される制度があります。希望する方は、早めに市役所または年金事務所で申請してください。

【産前産後期間の保険料免除】

国民年金第1号被保険者が出産する際に、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます（多胎妊娠の場合は6カ月間）。

出産予定日の6カ月前から届出可能ですので、該当する方は市役所または年金事務所で届出をしてください。出産前の届出には母子健康手帳が必要です。

【国民年金から支給される主な年金】

▶老齢基礎年金

保険料を10年以上（免除期間などを含む）納めた人が、原則として65歳以上になったときに支給されます

▶障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日

がある病気やけがによって、政令で定める障害等級1級・2級のいずれかに該当するようになった場合に支給されます（納付要件あり）

▶遺族基礎年金

国民年金加入中の人や保険料納付済期間などが25年以上ある人が死亡したとき、その方に生計を維持されていた18歳未満のこどものいる配偶者や18歳未満のこどもに支給されます（納付要件あり）

▶寡婦年金

保険料納付および免除期間が合わせて10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、夫によって生計を維持され、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳までの間支給されます

国民健康保険

問 保険年金課国保係 ☎ 35-4192

国民健康保険は、皆さんが病気やケガにあったときのため、医療費などを助け合う制度です。

加入世帯ごとの収入や家族構成に応じて算出した保険料と、国などからの交付金により運営しています。

【保険料の納付】

毎年7月に納付書を発行し、7月から翌年の2月まで、年8回に分けて納付します。

公的年金を受給している65歳から74歳までの世帯で、一定の要件を満たす方は、年金受給月の年6回に分けて年金から天引きします。

【給付内容】

▶医療費

本人が医療機関へ支払う分が3割、国保が医療機関へ支払う分が7割です

※年齢や所得の状況によって負担割合が変わります。

▶高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、複数の医療機関の医療費を合算する場合は一定の条件があります

▶出産育児一時金

被保険者が出産したとき、50万円を支給します。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合、または在胎週数22週未満で出産した場合は、一部減額になります

▶葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に3万円を支給します

【産前産後期間の保険料免除】

問 保険年金課保険料収納係

☎ 35-4202

国民健康保険の被保険者が出産する際に、国民健康保険料の所得割額および均等割額を出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間免除します（多胎妊娠の場合は6カ月間）。

各種相談

広報・広聴

【広報いわみざわ】

☎ 秘書課広報室 ☎ 35-4793

皆さんの生活に関わる制度や事業、行事、各種相談の案内などを掲載しています。毎月1日に発行し、町会・自治会などの協力で皆さんに届けています。

この他の市からのお知らせを入手する方法は、20ページをご覧ください。

【要望・意見をお寄せください】

☎ 市民連携室市民相談・交通防犯係 ☎ 35-4269

皆さんの声を市政に反映させ、住みよいまちにするため、要望・意見などをお寄せください。

なお、町会・自治会からの要望などは、市民連携室市民連携係がお受けします。

市民の声提案ボックス

市政やまちづくりに関する皆さんの意見を聴くため、市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・有明交流プラザの各サービスセンターに「市民の声提案ボックス」を設置しています。また、市ホームページからもご意見・要望などをお寄せください



日常生活に関する相談

☎ 市民連携室市民相談・交通防犯係 ☎ 35-4269

日常生活に関する相談をすべて無料で受けています。なお、相談日などは変更になる場合がありますので、広報いわみざわなどでご確認ください。

相談場所 市役所本庁相談室 2-2

【法律相談】

民事や刑事などの法律的な問題に関する相談。

▶相談日 毎月第1・第3金曜日(予約制)

▶相談人数 10人

【家庭生活相談】

夫婦生活や子育て、人間関係の悩み、老後の不安や生き方などに関する相談。

▶相談日 毎月第4水曜日

▶開設時間 午前10時～午後3時

【人権困りごと相談】

嫌がらせ、不当な扱いなど、人権に関する悩みの相談。

▶相談日 毎月第2木曜日

▶開設時間 午後1時～3時

【労働相談】

賃金、労働時間、解雇、労災補償などに関する相談。

▶相談日 毎月第4木曜日

▶開設時間 午後1時～3時

【税の相談】

所得税や相続税など、主に国税に関する相談。

▶相談日 毎月第3水曜日

▶開設時間 午後1時～3時

【行政相談】

国や特殊法人に対する苦情や要望に関する相談。

市役所本庁相談室 2-2・北村支所

▶相談日 毎月第1月曜日

▶開設時間 午後1時～3時

※北村支所はリモート相談。

栗沢市民センター(栗沢町北本町168)

▶相談日 毎月第2火曜日

▶開設時間 午後1時～3時

【家事相談】

離婚や相続など家庭内の問題に関する相談。

▶相談日・場所

第2火曜日 市役所本庁相談室 2-2

第4火曜日 消費者センター(4西3であえーる岩見沢4階)

▶開設時間 午前10時～午後3時

【花と木と緑の相談】

☎ 室内公園色彩館(いわみざわ公園内) ☎ 25-6111

▶相談場所 室内公園色彩館

▶相談日 月・金曜日を除く毎日

▶開設時間 午前9時～午後4時

【高齢者の就業相談】

☎ シルバー人材センター(5西3 岩見沢市ワークプラザ内) ☎ 24-4255

▶相談場所 シルバー人材センター

▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)

▶開設時間 午前8時45分～午後5時30分

【配偶者などからの暴力に関する相談】

☎ 市民連携室男女共同参画担当 ☎ 35-4271

配偶者や交際相手からの暴力から逃げたい、別れたい、新しい生活を始め

たいなどの相談。

【ひとり親家庭の相談】

☎ こども未来課こども福祉係 ☎ 35-4118

ひとり親家庭の家族の生活、各種貸付制度、児童の教育、その他日常生活に関する相談。

こどもに関する相談

【青少年の健全育成・非行防止など】

▶青少年センター(有明町南1 コミュニティプラザ内) ☎ 33-3333

相談日 土・日曜日、祝日を除く毎日
受付時間 午前9時～午後4時30分

▶各児童館(11ページ参照)

相談日 毎週月～金曜日
受付時間 午前10時～午後6時

【学習やいじめ、不登校など】

▶市教委指導室(4西3 であえーる岩見沢4階) ☎ 35-5127

▶市立教育研究所(緑が丘2 北海道教育大学岩見沢校構内) ☎ 22-4412

【家庭でのこどもに関わること】

▶こども家庭センター(4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 22-3337

【乳幼児の子育て、育児など】

▶こども家庭センター(4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 22-3337

▶地域子育て支援センター「子育てサロン」 ☎ 25-1867

▶地域子育て支援センター「子育てルーム」 ☎ 23-8899

▶地域子育て支援センター「くりっこ」 ☎ 45-3000

▶地域子育て支援センター「となりのとことん」 ☎ 26-3633

▶地域子育て支援センター「えんじえるるーむ」 ☎ 22-4525

▶地域子育て支援センター「もこもこ広場」 ☎ 22-4079

▶地域子育て支援センター「親子ひろばぽかぽか」 ☎ 22-1905

※地域子育て支援センターの所在地は18ページを参照。

健康に関する相談

【健康教育・健康相談など】

▶岩見沢保健センター(4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 25-5540

施設案内

市の届出窓口

市役所本庁

(鳩が丘 1) ☎ 23-4111 (代表)

※各課・係の直通電話番号は 21 ページを参照。

北村支所

(北村赤川 593) ☎ 56-2001

栗沢支所

(栗沢町東本町 21) ☎ 45-2411

幌向サービスセンター

(幌向南 1-1) ☎ 26-3296

朝日サービスセンター

(朝日町 176) ☎ 46-2192

美流渡サービスセンター

(栗沢町美流渡栄町 93) ☎ 46-2311

有明交流プラザサービスセンター

(有明町南 1) ☎ 31-0012

万字連絡所

(栗沢町万字英町 1) ☎ 47-3160

医療・保健施設

市立総合病院

(9 西 7) ☎ 22-1650

市立栗沢病院

(栗沢町南本町 30) ☎ 45-2351

美流渡歯科診療所

(栗沢町美流渡栄町 93) ☎ 46-2054

夜間急病センター

(10 西 3) ☎ 25-3000

いわみざわ健康ひろば

(3 西 4 第 2 ポルタビル 1 階)
☎ 35-5138

岩見沢保健センター

(4 西 3 であえーる岩見沢 3 階)
☎ 25-5540

市民健康センター

(8 西 7) ☎ 32-0888

消防署

岩見沢消防署

(8 東 10) ☎ 22-4380

北支署

(北村赤川 586) ☎ 56-2007

栗沢支署

(栗沢町東本町 19) ☎ 45-2009

北盛出張所

(北本町西 2) ☎ 22-0062

南出張所

(南町 8-4) ☎ 24-6350

西出張所

(中幌向町 71) ☎ 26-3662

美流渡分遣所

(栗沢町美流渡栄町 93) ☎ 46-2605

福祉施設

広域総合福祉センター

(11 西 3) ☎ 22-2960

社会福祉協議会

(11 西 3) ☎ 22-2960

ボランティアセンター

(11 西 3) ☎ 25-5516

高齢者福祉センターふれあい

(東山 2) ☎ 23-7588

高齢者福祉センターえみる

(北村赤川 586) ☎ 36-2140

視力障害者福祉センター

(7 西 5) ☎ 22-0900

生活サポートセンターりんく

(3 西 3) ☎ 25-5200

障がい者総合相談支援センターあ〜ち

(大和 1-7) ☎ 38-4451

地域包括支援センターほろむい

(幌向南 2-3) ☎ 32-6622

南地区地域包括支援センター

(南町 7-2) ☎ 32-0300

北地区地域包括支援センター

(北 2 西 12) ☎ 33-5383

東地区地域包括支援センター

(5 東 16) ☎ 35-7655

教育・文化施設

市教育委員会事務局

(4 西 3 であえーる岩見沢 4 階)
☎ 35-5121 (代表)

まなみーる市民会館・文化センター

(9 西 4) ☎ 22-4233

栗沢市民センター

(栗沢町北本町 168) ☎ 45-2128

市立図書館

(春日町 2) ☎ 22-4236

来夢 21

(栗沢町南本町 41) ☎ 45-2105

第一小学校図書館

(緑町 3) ☎ 22-0401

北村学習交流館

(北村赤川 593) ☎ 56-2553

学校給食共同調理所

(緑が丘 5) ☎ 22-4008

市立教育研究所

(緑が丘 2) ☎ 22-4412

登校支援室(緑が丘ルーム)

(緑が丘 2) ☎ 31-4030

登校支援室(有明ルーム)

(有明町南 1) ☎ 33-3333

郷土科学館

(志文町 809) ☎ 23-7170

絵画ホール・松島正幸記念館

(7 西 1) ☎ 23-8700

北村環境改善センター

(北村赤川 595) ☎ 55-3273

いわみざわ公園野外音楽堂キタオン

(志文町 815) ☎ 32-1000

こども・子育て施設

こども家庭センター

(4 西 3 であえーる岩見沢 3 階)
☎ 22-3337

あそびの広場

(4 西 3 であえーる岩見沢 3 階)
☎ 35-4670

地域子育て支援センター`子育てサロン、

(北 5 西 10 なかよし保育園内)
☎ 25-1867

地域子育て支援センター`子育てルーム、

(東町 1-8 岩見沢ひがし認定こども園内)
☎ 23-8899

地域子育て支援センター`くりっこ、

(栗沢町南本町 23 栗沢認定こども園内)
☎ 45-3000

地域子育て支援センター`となりのとことん、

(幌向南 3-2 ほろむい認定こども園とことん内)
☎ 26-3633

地域子育て支援センター`えんじえるるーむ、

(5 西 6 認定こども園岩見沢天使幼稚園内)
☎ 22-4525

地域子育て支援センター`もこもこ広場、

(緑が丘 1 認定こども園岩見沢聖十字幼稚園内)
☎ 22-4079

地域子育て支援センター`親子ひろばおかぼか、

(9 東 1 認定こども園よいこのくに幼稚園内)
☎ 22-1905

保育所等・幼稚園

9 ページを参照

学校

11・12 ページを参照

スポーツ施設

【体育館など】

スポーツセンター

(総合公園 40) ☎ 22-6240

総合体育館

(北 3 西 12) ☎ 25-5210

北村トレーニングセンター

(北村赤川 595) ☎ 56-2009

北村多目的体育館「土里夢」

(北村幌達布 5180) ☎ 32-4160

栗沢 B&G 海洋センター

(栗沢町最上 506) ☎ 45-4600

トレーニングセンター

(総合公園 40) ☎ 22-6210

東山公園弓道場

(総合公園) ☎ 23-0925

【プール】

温水プール

(9 東 2) ☎ 23-6400

北村プール

(北村中央 4725) ☎ 56-2521

栗沢 B&G 海洋センター

(栗沢町最上 506) ☎ 45-4600

【野球場】

岩見沢市野球場

(若松町 127) ☎ 25-5034

あさぎり公園野球場

(緑町 6) ☎ 23-3985

みずほ公園野球場

(稔町 74) ☎ 25-5210

栗沢球場

(栗沢町最上 546) ☎ 45-4475

【テニスコート】

東山公園庭球場(令和 7 年度は改修工事のため使用できません)

(総合公園) ☎ 23-3775

岡山スポーツフィールドテニスコート

(岡山町 12) ☎ 25-9963

栗沢テニスコート

(栗沢町最上 546) ☎ 45-4600

【サッカー場・陸上競技場】

みずほ公園サッカー場

(稔町 74) ☎ 25-5210

岡山スポーツフィールド多目的広場

(岡山町 12) ☎ 25-9963

東山公園陸上競技場

(総合公園 4) ☎ 25-1827

【パークゴルフ場】

いわみざわ公園パークゴルフ場「ローズパーク」

(志文町 373) ☎ 44-2244

ひょうたん沼パークゴルフ場

(西川町 1341) ☎ 23-8826

あやめ公園パークゴルフ場

(緑が丘 3) ☎ 23-9156

幾春別川リバーパークパークゴルフ場

(若松町 283) ☎ 25-8989

森森ヘルシー広場パークゴルフ場

(北村赤川 586) ☎ 55-3700

土里夢公園パークゴルフ場

(北村幌達布 5180) ☎ 32-4160

栗沢パークゴルフ場

(栗沢町最上 546) ☎ 45-4600

クラインガルテンパークゴルフ場

(栗沢町由良 563) ☎ 34-2150

【運動広場など】

北村ゲートボール場

(北村赤川 595)

公園・緑地

いわみざわ公園(志文町)

▶ トリムコース(アスレチック遊具)

▶ キャンプ場 ☎ 25-6111

▶ バラ園

▶ 室内公園色彩館 ☎ 25-6111

東山公園(総合公園)

利根別原生林(緑が丘)

▶ 利根別原生林ウォーキングセンター
☎ 32-2488

玉泉館跡地公園(東山 3)

鳩が丘記念緑地(鳩が丘 1)

はぎぞの緑地(9 西 5)

ガーデンテラス(7 東 5・6)

岩見沢発祥の地記念公園(北本町東 1)

あやめ公園(緑が丘 3)

▶ あやめふれあい館 ☎ 23-9156

北村中央公園ふれあい広場(北村赤川 156)

栗沢中央公園(栗沢町東本町 1 ほか)

ふるさとの森冒険ランド

(栗沢町最上 417) ☎ 45-4868

万字炭山森林公園

(栗沢町万字西原町 3 ほか)

交流施設など

生涯学習センターいわなび

(4 西 1) ☎ 24-2333

有明交流プラザ

(有明町南 1) ☎ 31-0002

▶ パスポート窓口 ☎ 20-0012

コミュニティプラザ

(有明町南 1) ☎ 25-8014

自治体ネットワークセンター

(有明町南 1) ☎ 25-8106

であえーる岩見沢

(4 西 3) ☎ 25-2511

イベントホール赤れんが

(有明町南 1) ☎ 22-5871

毛陽交流センター

(毛陽町 534) ☎ 47-3175

朝日コミュニティ交流センター

(朝日町 176) ☎ 46-2192

美流渡コミュニティセンター

(栗沢町美流渡栄町 93) ☎ 46-2555

幌向総合コミュニティセンターほっとかん

(幌向南 1-1) ☎ 26-1548

日の出コミュニティセンター

(日の出 3) ☎ 23-0913

北ふれあいセンター

(北 3 西 11) ☎ 22-2225

南コミュニティセンター

(南町 80) ☎ 24-7175

その他施設

新産業支援センター

(有明町南 1) ☎ 33-5300

南空知ふるさと市町村圏組合

(鳩が丘 1 岩見沢市役所内)
☎ 25-8001

公設道央地方卸売市場

(大和 4-7) ☎ 23-1211

岩見沢市ワークプラザ

(5 西 3) ☎ 24-4255

岩見沢市職業訓練センター

(東町 2-1) ☎ 23-8340

テレワークセンター

(上志文町 412) ☎ 25-8106

いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか

(東山町 297) ☎ 20-0530

ごみ・環境総合案内所クリーンエコ

(3 西 4) ☎ 31-1153

南光園処理場

(10 西 23) ☎ 22-3099

幌向終末処理場

(幌向町 489) ☎ 26-5024

浄安殿 (火葬場)

(東町 1273) ☎ 22-2994

ログホテル メープルロッジ

(毛陽町 183) ☎ 46-2222

いわみざわ北村温泉ホテル

(北村赤川 156) ☎ 55-3388

北村農産加工研究センター

(北村栄町 591) ☎ 55-3860

栗沢クラインガルテン

(栗沢町由良 563) ☎ 34-2150

札幌法務局岩見沢支局

(有明町南 1) ☎ 22-0619

岩見沢税務署

(2 東 4) ☎ 22-0810

岩見沢年金事務所

(9 西 3) ☎ 38-8000

岩見沢公共職業安定所

(5 東 15) ☎ 22-3450

札幌地方裁判所岩見沢支部

(4 東 4) ☎ 22-6650

岩見沢簡易裁判所

(4 東 4) ☎ 22-6650

札幌家庭裁判所岩見沢支部

(4 東 4) ☎ 22-6650

空知総合振興局

(8 西 5) ☎ 20-0200

空知教育局

(8 西 5) ☎ 20-0130

岩見沢保健所

(8 西 5) ☎ 20-0100

岩見沢警察署

(10 東 2) ☎ 22-0110

岩見沢児童相談所

(鳩が丘 1) ☎ 22-1119

JR 岩見沢駅

(有明町南 1) ☎ 22-0831

JR 上幌向駅

(上幌向南 1-4)

JR 幌向駅

(幌向南 1-2) ☎ 26-2354

JR 志文駅

(志文本町 1-4)

JR 栗沢駅

(栗沢町北本町)

JR 栗丘駅

(栗沢町栗丘)

中央バス岩見沢ターミナル

(有明町南 1) ☎ 22-0761

岩見沢市観光協会

(有明町南 1) ☎ 22-3470

岩見沢商工会議所

(1 西 1) ☎ 22-3445

いわみざわ商工会

(栗沢町本町 11) ☎ 45-2002

岩見沢市からのお知らせをいろいろな方法でお届けします

岩見沢市ホームページ

<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>



岩見沢市

検索

広報いわみざわ



岩見沢市役所 広報 Facebook

https://www.facebook.com/iwamizawacity_pr



岩見沢市公式 X

https://x.com/iwa_city



岩見沢市公式 LINE

ID : @iwamizawa_city



岩見沢市役所 広報 Instagram

https://www.instagram.com/iwamizawacity_pr



岩見沢市メールサービス
6 ページをご覧ください

デジタルサイネージ

問 秘書課広報室
☎ 35-4793

市役所本庁 各課・係 直通電話番号一覧

部名	課名	係名	電話番号
総務部	秘書課	秘書係	35-4785
	秘書課広報室	広報係	35-4793
	総務課	総務係	35-4810
		総務係（統計）	35-4811
		総務係（国際交流）	35-4814
		文書法制係	35-4815
	防災対策室	防災対策係	35-4823
		計画係	35-4825
	職員課	職員係	35-4829
企画財政部	契約検査管理課	契約係	35-4859
	企画室	企画調整係	35-4834
	財政課	財務係	35-4842
		財産管理係	35-4851
	税務課	管理係	35-4029
		市民税係	35-4031
		資産税係	35-4032
		納税係	35-4036
		情報システム係	35-4884
	情報システム課	デジタル自治体推進係	35-4885
健康福祉部	福祉課	総務係	35-4107
		障がい者福祉係	35-4112
	高齢介護課	高齢者支援係	35-4132
		介護保険係	35-4138
	高齢介護課地域包括支援センター	事業係	25-4649
	こども未来課	こども福祉係	35-4118
		保育幼稚園係	35-4253
	保護課	管理係	35-4171
		保護1・2・3係	35-4173

部名	課名	係名	電話番号
市民環境部	市民連携室	市民連携係	35-4267
		男女共同参画担当	35-4271
		市民相談・交通防犯係	35-4269
	市民サービス課	市民係	35-4187
	保険年金課	国保係	35-4192
		医療年金係	35-4201
		保険料収納係	35-4202
	環境保全課	環境保全係	35-4387
	廃棄物対策課	廃棄物対策係	35-4395
農政部	農務課	農業経営係	35-4467
		農業振興係	35-4481
		林業畜産係	35-4485
	農業基盤整備課	基盤整備係	35-4487
経済部	商工労政課	商工労政係	35-4519
	観光物産振興課	観光振興係	35-4568
	企業立地推進室		35-4576
建設部	建設管理課	庶務係	35-4613
	土木課	道路整備係	35-4618
		道路維持係	35-4620
	公園緑地環境課	公園緑地事業係	35-4674
	都市計画課	都市計画係	35-4684
	建築課	住宅管理係	35-4690
		建築係	35-4692
		建築指導係	35-4697
水道部	業務課	管理係	35-4708
		財務経理係	35-4720
		お客様サービスセンター（料金等）	35-4718
		お客様サービスセンター（給排水等）	35-4729
	水道課	水道事業係	35-4728
	下水道課	下水道事業係	35-4745
会計室		出納係	35-4231
議会事務局		総務議事係	35-4907
選挙管理委員会事務局		選挙係	35-4870
監査委員事務局		監査係	35-4874
農業委員会事務局		農地係	35-4778
		振興係	35-4779



市民憲章

わたしたちは、生き生きとした
緑の中の岩見沢市民です。

岩見沢は、雄大な石狩平野にのぞみ、たくましい開拓の精神に生き、
伸びゆく産業、交通の中心のまち、かおり高い文化のまちとして、未
来に大きな夢と願いをもっています。

わたしたちは、このまちに住むことに誇りをもち、品性豊かな市民
となるため、ここをあわせて市民憲章をさだめます。

第1章 心とからだをきたえ、たのしく明るいまちにしましょう。

第2章 木や花を愛し、親切で住みよいまちにしましょう。

第3章 ひとに迷惑をかけず、進んできまりを守るまちにしましょう。

第4章 仕事に誇りをもち、力をあわせて豊かなまちにしましょう。

第5章 未来に夢をもち、知性と若さにあふれたまちにしましょう。

(昭和 43 年 5 月 5 日制定)

発行 / 岩見沢市 2025 年 5 月 編集 / 総務部秘書課広報室

地名の由来

アイヌ語の地名が多い北海道において、岩見沢は数少ない和名のまちです。明治 11 年に幌内煤田を開採のため、開拓使は札幌～幌内間の道路の開削に当たり、工事に従事する人たちのため、当市の北部、幾春別川の川辺に休泊所を設け、ここで浴（ゆあみ）して疲れを癒やしたといわれています。

当時の人々にとって、この地は唯一の憩いの場所として「浴澤」（ゆあみさわ）と称するようになり、これが転化して「岩見澤」（いわみざわ）と呼ばれるようになったといわれています。

市の木 こぶし



市の花 バラ



市の鳥 ハト

